

# 業務仕様書（案）

## 1 委託業務の名称

消費者啓発事業広報素材等作成業務

## 2 業務目的

本業務は、県民に広く消費者被害の注意喚起を促すとともに、成年年齢の引下げを中学生、高校生、大学生及び保護者等に周知する必要があるため、消費者向けの啓発広報素材の作成・配布等を行うもの。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

## 4 業務内容

### （1）注意喚起ポスターの作成

幅広い年齢層に向けて、消費者被害未然防止のための注意喚起を行うものであり、内容は下記のとおり。

ア 発注者と協議の上、国民生活センターや県消費生活センターが公表している相談事例を基に編集、デザインを行い、ポスターの原稿を作成する。

イ 印刷し、納品するとともに、印刷用データを作成する。

### （2）成年年齢引下げに係る周知ポスターの作成

令和4年4月からの成年年齢引下げとそれに伴う消費者被害の防止について、生徒・学生及び保護者へ周知を行うものであり、内容は下記のとおり。

ア 発注者と協議の上、法務省や政府広報オンライン、国民生活センター等のホームページを参考に編集、デザインを行い、ポスターの原稿を作成する。

イ ポスターの内容については、成年年齢引下げとそれに伴う消費者トラブルについて生徒・学生が当事者になることを啓発するもの、さらに具体的内容を詳しく伝えるものの2種類を作成する。2種類のポスターの掲載内容については、事業者の情報収集によって工夫するものとし、内容は指定しない。特に2種類を並べて掲示したときに、一連のものとして内容が理解できるように関連性を持たせる。

ウ 印刷し、納品するとともに、印刷用データを作成する。

### （3）外国人向け消費生活センター利用促進リーフレットの作成

県内在住の外国人に広く消費生活センターを周知するため、日本語含め7か国語が併記されたリーフレットを作成し周知を図るものであり、内容は下記のとおり。

ア 発注者と協議の上、当課作成の参考相談事例等を基に、「やさしい日本語」で原稿を作成、翻訳し、編集、デザインを行う。必要に応じ、イラスト書き起こしも行う。

イ 印刷し、納品するとともに、印刷用データを作成する。

#### (4) 消費生活センター周知用啓発グッズの作成

県民に広く消費生活センターを周知するための啓発グッズを作成するものであり、内容は下記のとおり。

ア 啓発グッズは、手指消毒剤（容量1リットル）と消毒剤を置く卓上ポップスタンド及びスタンドで掲示するポップ広告の3点を1セットとする。

イ ポップ広告については、消費生活センター役割が一目で分かる内容とし、編集、デザインを行い、広告の原稿を作成する。また、印象的なキャッチコピーを作成し、デザインに反映する。

ウ 3点を梱包し、納品する。なお、ポップ広告については、印刷用データを作成する。

#### (5) 梱包・発送業務

ア 上記の(1)、(2)、(4)と当課で別途準備するDVDを当課で作成する発送先一覧(配布先と配布物を明記)のとおり梱包し、発送する。

### 5 成果品の規格・仕様

#### (1) 「注意喚起ポスター」

ア 規格・仕様：A2判，コート紙，カラー色，イラスト作成込みを想定。

イ 印刷部数：6，400枚

#### (2) 「成年年齢引下げに係る周知ポスター」

ア 規格・仕様：A2判，コート紙，カラー色，イラスト作成込みを想定。

イ 印刷部数：2種類×2，300枚

#### (3) 「外国人向け消費生活センター利用促進リーフレット」

ア 規格・仕様：A3二つ折り，カラー色，マットコート紙，イラスト作成，多言語組版を想定。

イ 翻訳言語：中国語，韓国語，ベトナム語，タガログ語，ネパール語，英語の6か国語。

ウ 印刷部数：6，000部

#### (4) 「消費生活センター周知用啓発グッズ」

ア 手指消毒剤は、濃度70%以上95%以下のエタノールで液体タイプのものとし、容量は1リットルとする。

イ 卓上ポップスタンドは、手指消毒剤を台座に置くことを想定し、消毒剤とポップ広告が重ならないように伸縮自在のものとする。

ウ ポップ広告は、A5サイズ、耐水性・耐久性のあるものを素材とする。

エ ア、イ、ウの3点を1セットとし、700セットを揃える。

#### (5) 納品の方法

ア (1)「注意喚起ポスター」は、別紙発送先一覧により発送し、別途PDFデータをCD-Rにより消費生活・文化課に納品する。

イ (2)「成年年齢引下げ周知ポスター」は、別紙発送先一覧により発

送し、別途 PDF データを CD-R により消費生活・文化課に納品する。

ウ (3)「外国人向けリーフレット」は、成果品及び別途 PDF データを CD-R により消費生活・文化課に納品する。

エ (4)「啓発グッズ」は、別紙発送先一覧により発送し、ポップ広告については、別途 PDF データを CD-R により消費生活・文化課に納品する。

オ 納品の際は、上記に加え、別紙発送先一覧に基づき県が指定した物資を同封する。

#### (6) 成果品の用途

宮城県環境生活部消費生活・文化課が作成するホームページ、チラシ、ポスター等（以下「PR 媒体」という。）に掲載する。その他県及びその指定する者が、PR 媒体又は記録誌の作成等に使用する。

#### (7) 本委託事業における著作権等の取扱い

ア 納品する成果物についての全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、宮城県に帰属する。

イ 受注者は、納品する成果物について、著作者人格権を行使しないこととする。

ウ 受注者は、納品する成果物について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の諸権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の諸権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

エ 受注者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとする。

#### (8) 成果物に関する留意事項

ア 成果物の使用に当たり、発注者がトリミング等の加工をすることがある。

### 6 その他

(1) 成果品の提出期限は、業務契約期日（令和 3 年 3 月 26 日）とするが、成果品の一部について仮報告を求める場合がある。

(2) 本仕様書に定めなき事項又は業務の実施中に疑義を生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けるものとする。

(3) 自動車を使用する場合は、適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。また、駐停車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。

(4) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。

(5) 個人情報保護条例（平成 8 年度宮城県条例第 27 号）を遵守しなければならない。

#### (6) 暴力団等の排除について

ア この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 1

1月1日施行（以下「排除要綱」という）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

イ 排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

ウ この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

(9) 委託契約締結後に下記に記載する事項を明らかにした業務計画書を速やかに提出すること。また、業務計画内容に変更が生じた場合は、速やかに変更業務計画書を提出すること。

ア 業務概要

イ 業務計画

ウ 業務の担当者

エ 業務の連絡体制

オ その他、発注者が指示する書類

(10) 業務の打ち合わせは、業務着手前、業務実施中で主要業務の区切りの時、業務完了時に行うほか、発注者が指示したときに行うものとする。ただし、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせの都度、記録簿を作成し、業務の遂行に支障を生じないように発注者の確認を得るものとする。

(11) 委託契約書に規定する甲乙協議事項は下記のとおりとする。

ア 本仕様書に示す「4 業務内容」「5 成果品の規格・仕様」に変更が生じた場合

イ 履行期間に変更が生じた場合

ウ その他変更の必要が生じた場合

(12) 業務完了時には、発注者の規則に基づき業務完了検査を実施する。